

# スポーツ振興くじ（第1064回及び第1065回）の試合の指定の公示

## 独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第292号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

2018年12月20日

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
理事長 大東和美

- 1 **スポーツ振興投票の名称**  
別紙1及び2のとおり
- 2 **スポーツ振興投票券の発売期間**  
別紙1及び2のとおり
- 3 **業務を委託する金融機関の名称及び所在地**
  - (1) 楽天銀行株式会社  
東京都世田谷区玉川1丁目14番1号  
(ただし、インターネット販売に限る。)
  - (2) 株式会社ジャパンネット銀行  
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号  
(ただし、インターネット販売に限る。)
  - (3) 株式会社三井住友銀行  
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号  
(ただし、インターネット販売に限る。)
  - (4) 住信SBIネット銀行株式会社  
東京都港区六本木1丁目6番1号  
(ただし、インターネット販売に限る。)
  - (5) 株式会社じぶん銀行  
東京都中央区日本橋1丁目19番1号  
(ただし、インターネット販売に限る。)
- 4 **合致の割合の種類**  
別紙1及び2のとおり
- 5 **特定指定試合を実施する期日又は期間**  
別紙1及び2のとおり
- 6 **試合当たり投票種類数**  
別紙1及び2のとおり
- 7 **特定指定試合で対戦するサッカーチーム名**  
別紙1及び2のとおり
- 8 **合致の割合の算式において本センターが定める率**  
別紙1及び2のとおり
- 9 **1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額**  
別紙1及び2のとおり
- 10 **その他**  
発売及び払戻しは全国

- ・ **スポーツ振興投票の名称**  
第1064回スポーツ振興くじ
- ・ **スポーツ振興投票券の発売期間**  
2019年1月4日（金）～同年1月12日（土）
- ・ **合致の割合の種類**  
開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。
  - (1) mini toto A組（ミニトト エイクミ）  
1等 10割
  - (2) mini toto B組（ミニトト ビークミ）  
1等 10割
  - (3) toto GOAL3（トトゴールスリー）  
1等 10割  
2等 開催試合結果数（6）から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- ・ **特定指定試合を実施する期日又は期間**  
2019年1月12日（土）～同年1月14日（月）
- ・ **試合当たり投票種類数**
  - (1) mini toto A組（ミニトト エイクミ）  
1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
  - (2) mini toto B組（ミニトト ビークミ）  
1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
  - (3) toto GOAL3（トトゴールスリー）  
1試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

## ・ 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

- (1) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)  
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
- (2) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)  
以下の対象試合のうち、試合No. ⑤～⑨のサッカーチーム
- (3) toto GOAL3 (トトゴールスリー)  
以下の対象試合のうち、試合No. ②～④のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1/12	①	ウェストハム・ユナイテッド (ウェストハム)	アーセナル (アーセナル)
1/13	②	ブライトンアンドホーヴアルビオン (ブライトン)	リヴァプール (リヴァプール)
1/13	③	レスター・シティ (レスター)	サウザンプトン (サウザンプトン)
1/13	④	チェルシー (チェルシー)	ニューカッスル・ユナイテッド (ニューカッスル)
1/13	⑤	カーディフ・シティ (カーディフ)	ハダーズフィールド・タウン (ハダーズ)
1/13	⑥	バーンリーFC (バーンリー)	フラム (フラム)
1/13	⑦	クリスタル・パレス (クリスタル)	ワトフォード (ワトフォード)
1/13	⑧	エヴァートン (エヴァートン)	AFC ボーンマウス (ボーンマウス)
1/14	⑨	トテナム・ホットスパー (トテナム)	マンチェスター・ユナイテッド (マンU)

## ・ 合致の割合の算式において本センターが定める率

- (1) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)  
1等 1分の1
- (2) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)  
1等 1分の1
- (3) toto GOAL3 (トトゴールスリー)  
1等 5分の3  
2等 5分の2

## ・ 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

- (1) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)  
一口100円に対し、1億円 (加算金のあるときにあっては、2億円)
- (2) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)  
一口100円に対し、1億円 (加算金のあるときにあっては、2億円)
- (3) toto GOAL3 (トトゴールスリー)  
一口100円に対し、1億円 (加算金のあるときにあっては、2億円)

・スポーツ振興投票の名称

第1065回スポーツ振興くじ

・スポーツ振興投票券の発売期間

(1) BIG (ビッグ)

2019年1月4日 (金) ~ 同年1月19日 (土)

(2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)

2019年1月4日 (金) ~ 同年1月19日 (土)

(3) BIG1000 (ビッグセン)

2019年1月4日 (金) ~ 同年1月19日 (土)

(4) mini BIG (ミニビッグ)

2019年1月4日 (金) ~ 同年1月19日 (土)

(5) toto (トト)

2019年1月12日 (土) ~ 同年1月19日 (土)

(6) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)

2019年1月12日 (土) ~ 同年1月19日 (土)

(7) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)

2019年1月12日 (土) ~ 同年1月19日 (土)

(8) toto GOAL3 (トトゴールスリー)

2019年1月12日 (土) ~ 同年1月19日 (土)

## ・合致の割合の種類

開催された特定指定試合に対するそれぞれの投票とその特定指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

## (1) B I G (ビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 6等 開催試合結果数(14)から5を減じた数を開催試合結果数で除した割合

## (2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(14)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(14)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数(14)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 5等 開催試合結果数(14)から4を減じた数を開催試合結果数で除した割合

## (3) B I G 1000 (ビッグセン)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(11)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(11)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 4等 開催試合結果数(11)から3を減じた数を開催試合結果数で除した割合

## (4) m i n i B I G (ミニビッグ)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(9)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(9)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

## (5) t o t o (トト)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(13)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合
- 3等 開催試合結果数(13)から2を減じた数を開催試合結果数で除した割合

## (6) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)

- 1等 10割

## (7) m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)

- 1等 10割

## (8) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

- 1等 10割
- 2等 開催試合結果数(6)から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

## ・特定指定試合を実施する期日又は期間

2019年1月19日(土)及び同年1月20日(日)

・試合当たり投票種類数

- (1) BIG (ビッグ)  
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)  
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (3) BIG1000 (ビッグセン)  
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (4) mini BIG (ミニビッグ)  
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (5) toto (トト)  
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (6) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)  
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (7) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)  
1 試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類
- (8) toto GOAL3 (トトゴールスリー)  
1 試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点  
「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

## ・ 特定指定試合で対戦するサッカーチーム名

- (1) BIG (ビッグ)  
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
- (2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)  
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑭のサッカーチーム
- (3) BIG1000 (ビッグセン)  
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑪のサッカーチーム
- (4) mini BIG (ミニビッグ)  
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑨のサッカーチーム
- (5) toto (トト)  
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑬のサッカーチーム
- (6) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)  
以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム
- (7) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)  
以下の対象試合のうち、試合No. ⑦～⑪のサッカーチーム
- (8) toto GOAL3 (トトゴールスリー)  
以下の対象試合のうち、試合No. ②、④及び⑤のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
1/19	①	V f Bシュツットガルト (シュツット)	F S Vマインツ05 (マインツ)
1/19	②	アイントラハト・フランクフルト (フランクフル)	S Cフライブルク (フライブル)
1/19	③	F Cアウグスブルク (アウグス)	フォルトナ・デュッセルドルフ (フォルトナ)
1/19	④	ハノーファー96 (ハノーファー)	ヴェルダー・ブレーメン (ブレーメン)
1/20	⑤	R Bライプツィヒ (ライプツィ)	ボルシア・ドルトムント (ドルト)
1/19	⑥	バイヤー・レヴァークーゼン (レヴァー)	ボルシア・メンヘングラードバッハ (メンヘン)
1/19	⑦	ウルヴァーハンプトン・ワンダラーズ (ウルヴァー)	レスター・シティ (レスター)
1/20	⑧	ニューカッスル・ユナイテッド (ニューカッスル)	カーディフ・シティ (カーディフ)
1/20	⑨	サウザンプトン (サウザン)	エヴァートン (エヴァートン)
1/20	⑩	A F C ボーンマウス (ボンマウス)	ウェストハム・ユナイテッド (ウェストハム)
1/20	⑪	アーセナル (アーセナル)	チェルシー (チェルシー)
1/20	⑫	リヴァプール (リヴァプ)	クリスタル・パレス (クリスタル)
1/20	⑬	マンチェスター・ユナイテッド (マンU)	ブライトンアンドホーヴアルビオン (ブライトン)
1/20	⑭	ワトフォード (ワトフォード)	バーンリーFC (バーンリー)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) B I G (ビッグ)

- 1等 5分の4
- 2等 100分の7
- 3等 50分の1
- 4等 100分の3
- 5等 100分の3
- 6等 20分の1

(2) 100円B I G (ヒャクエンビッグ)

- 1等 25分の19
- 2等 10分の1
- 3等 25分の1
- 4等 25分の1
- 5等 50分の3

(3) B I G 1000 (ビッグセン)

- 1等 5分の3
- 2等 20分の3
- 3等 20分の3
- 4等 10分の1

(4) m i n i B I G (ミニビッグ)

- 1等 2分の1
- 2等 5分の1
- 3等 10分の3

(5) t o t o (トト)

- 1等 10分の7
- 2等 20分の3
- 3等 20分の3

(6) m i n i t o t o A組 (ミニトト エイクミ)

- 1等 1分の1

(7) m i n i t o t o B組 (ミニトト ビークミ)

- 1等 1分の1

(8) t o t o G O A L 3 (トトゴールスリー)

- 1等 5分の3
- 2等 5分の2



・ 1等の払戻金の最高限度額について本センターが定める金額

- (1) BIG (ビッグ)  
一口300円に対し、7億2円 (加算金のあるときにあっては、10億2,525円)
- (2) 100円BIG (ヒャクエンビッグ)  
一口100円に対し、1億円 (加算金のあるときにあっては、2億円)
- (3) BIG1000 (ビッグセン)  
一口200円に対し、2億円 (加算金のあるときにあっては、4億円)
- (4) mini BIG (ミニビッグ)  
一口200円に対し、2億円 (加算金のあるときにあっては、4億円)
- (5) toto (トト)  
一口100円に対し、1億円 (加算金のあるときにあっては、5億円)
- (6) mini toto A組 (ミニトト エイクミ)  
一口100円に対し、1億円 (加算金のあるときにあっては、2億円)
- (7) mini toto B組 (ミニトト ビークミ)  
一口100円に対し、1億円 (加算金のあるときにあっては、2億円)
- (8) toto GOAL3 (トトゴールスリー)  
一口100円に対し、1億円 (加算金のあるときにあっては、2億円)